

# 会社法制見直しに関する中間試案に係る意見書

社団法人日本内部監査協会  
法令等改正対応委員会

## はじめに

当協会は、我が国における内部監査の充実・発展に寄与するために設立された団体である。したがって、本委員会では、「会社法制の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」）のうち、内部監査に重大な影響を与えると考えられる項目に焦点を絞って検討し、意見書を作成・提出することとした。「中間試案」のうち、検討対象とした項目は、次の通りである。

### 第一部 企業統治の在り方

#### 第1 取締役会の監督機能

- 1 社外取締役の選任の義務付け
- 2 監査・監督委員会設置会社制度
- 3 社外取締役及び社外監査役に関する規律

#### 第2 監査役の監査機能

- 2 監査の実効性を確保するための仕組み

### 第二部 親子会社に関する規律

#### 第1 親会社株主の保護

- 1 多重代表訴訟

#### 第2 子会社少数株主の保護

- 1 親会社等の責任

検討にあたっては、「中間試案」の各項目に対する賛否や「中間試案」で示された選択肢に関し選択すべき項目を示すことを目的とはしなかった。以下では、内部監査が企業統治及び親子会社に関する規律の充実・強化に如何に貢献することができるかという視点から、「中間試案」で示された各項目事項に関する見解を示すこととする。

## 第一部 企業統治の在り方

### 第1 取締役会の監督機能

#### 1 社外取締役の選任の義務付け

今回の「中間試案」においては、株式会社における企業統治の在り方を改めて問い直すことに大きな眼目があり、その方法のひとつとして、取締役会の構成メンバーに社外取締役を義務付け、執行からの独立性を高めることをもって取締役会の監督機能の充実・強化を図ろうとするものである。しかしながら、企業統治強化のために社外取締役の選任を義務付けたとしても、社外取締役に十分な客観的情報が提供されなければ、社外取締役が自らに期待される監督機能を十分に果たすことは困難である。社外取締役は、日常的に業務を行う地位にないため、社内における問題発生の端緒を知りえない。それゆえ、情報収集の権限を行使する契機を持たない者に調査権限だけを付与しても実効性はなく、他の取締役から取締役会に報告される情報だけではなく、企業内部の客観的かつ独立した情報が、社外取締役に適時に伝達される体制の整備こそが必要である。そこで、A案、B案、C案のいずれを採用する場合であっても、社外取締役への情報提供ルートの確立、及び後述する第2-2「監査の実効性を確保するための仕組み」に定める体制の整備をあわせて盛り込むことを提案する。

なお、B案に対しては、有価証券報告書提出会社という要素を、社外取締役の選任を義務付けるメルクマールとして採用することで、会社法のなかに上場会社向けのガバナンスを位置づけやすくなるため賛成であるという意見もあった。現在、上場会社のガバナンスについては、会社法上、不十分な点を、東証等の自主規制機関の規則が補っている部分がある。しかし、連邦会社法がなく、統一的な公開会社法規制を連邦証券諸法ないし証券取引所規制で行わざるをえない米国と異なり、我が国では、会社法に定めることが可能である基本的なガバナンス事項についてまで、自主規制規則に委ねる必要はないとも考えられる。有価証券報告書提出会社をメルクマールとすることで、会社法、金融商品取引法、取引所規則等の規制相互間の連携がより図りやすくなるなどの利点も挙げられる。もっとも、B案によれば、大会社において社外取締役が義務付けられない場合もあり、その点、取締役会の監督機能の充実を要請される規模の基準にも配慮が必要であることから、A案とB案の重畳適用も検討する余地があろう。

また、C案に対しては、単純に従来型システムを擁護するものではなく、社外取締役の法令上の義務付けとは異なるアプローチで取締役会の監督機能の充実・強化を主張するものとして理解されるべきであるとする意見もあった。したがって、法令上の規定としない場合であっても、柔軟かつ迅速に対応できる自主規制規則の長所を生かし、取引所規則の上場維持要件として社外取締役の選任を義務付けることも考えられるべきであろう。

## 2 監査・監督委員会設置会社制度

### (2) 監査・監督委員会の構成・権限等

監査・監督委員会制度が導入された場合、監査・監督委員の独立性を確保するとともに、社外取締役を含む各委員に十分な客観的情報の提供がなされる必要がある。客観的情報の

提供は、後述する「監査の実効性を確保するための仕組み」等を整備することによりある程度確保されるが、情報の受け手の側にそれを理解し分析できる能力がなければ、最終的には、監査・監督委員会設置会社の取締役会における監督機能の充実は図れない。したがって、監査・監督委員会が、入手した情報を十分に活用し、内部統制システムを利用した組織的監査を効果的に実施するためにも、その分析・評価を行いうる一定の専門的な知識・経験を有する者が、監査・監督委員会の一部を構成することが望まれる。そこで、監査・監督委員会には、少なくとも、1名の財務・会計又は監査に関する専門的な知識・経験を有する者を構成員とすることを提案する。その対象会社としては、公開会社かつ大会社、もしくは有価証券報告書を提出しなければならない株式会社に限定することも考えられる。小規模企業にとって過剰負担とならないための配慮は必要であるが、他方、公開企業等については、不特定多数の投資家に対する適切な情報開示の責任を果たすためにも、こうした財務・会計又は監査に関する専門的な知識・経験を有する者を要求することは、取締役会に実効的な監督機能を発揮させるために必要な条件整備と考える。

もっとも、実は、このことは、監査・監督委員会に限った課題ではない。およそ実効的な監査のためには、上記の対象会社の監査委員会や監査役会においても、少なくとも1名は、財務・会計又は監査に関する専門的な知識・経験を有する者を構成員に加えるべきであると考える。すべてのガバナンス体制において、経営者からの独立性の確保、監査上の判断の基礎を提供する情報ルートの確立、そして、その情報を分析・評価できる専門性の要素は、実効性ある監査のためには共通の前提条件であり、昨今の企業不祥事の有り様に鑑みれば、今まさに喫緊に確保されなければならない要諦である。

次に、「監査・監督委員会の構成・権限等」における⑤の注についてであるが、監査・監督委員会において常勤者の選定を義務付けることも必要であると考える。「中間試案」の補足説明によれば、監査委員会による監査も、監査・監督委員会による監査も、いわゆる「内部統制システムを利用した組織的な監査」によって実施されることが想定されている。しかし、そうした組織的な監査によることは、常勤者の配備を排除する理由には必ずしもならないのではないか。むしろ、監査・監督委員のなかに常勤者を選定することで、社内の日常的な企業情報を保有し、内部監査との連携をとる常勤の取締役から、過半数の社外取締役に対して情報がスムーズに伝達されることにより、初めて実効的な「組織的な監査」が可能となる。今回の会社法制見直しの趣旨のひとつは、取締役会による監督機能の充実・強化にあるのだから、社外取締役に対する情報提供ルートの確立が必ずしも十分とはいえない現状において、この点の機能の補完が強く期待される。なお、このことは、委員会設置会社にもあてはまるものであり、監査委員会においても常勤の監査委員の選定を義務付けるべきであると考える。

### 3 社外取締役及び社外監査役に関する規律

企業統治強化のため、社外取締役及び社外監査役の経営者等からの独立性を高めることになれば、その高度な独立性ゆえに、企業経営に関する情報の入手は、より一層困難な状況となる。したがって、独立性の強化をする場合にはなおさら、社外役員への情報提供ルートの確立、及び後述する第2-2「監査の実効性を確保するための仕組み」に定める体制の整備は不可欠な要請であると考えらる。

そのうえで、社外取締役の要件（会社法2条15号）を見直す案に対しては、いくつかの意見が出された。実務上は、親会社の取締役等を社外取締役として受け入れるニーズが依然として高いという理由から、社外取締役の要件に親会社の取締役等でないものを追加すべきではないとし、B案に賛成する意見が出された。

他方、A案に賛成する立場によれば、戦略的な企業集団体制による企業経営に支障をきたすという懸念に対しては、親会社取締役等を子会社の社外取締役以外の範疇で選任すれば、企業集団体制における指揮命令の確保は充足されるものであり、むしろ、親会社から派遣される取締役等と社外取締役とが取締役会の場において議論を重ねることで、より実効的な取締役会の監督機能を発揮することも可能になるとの意見もあった。また、社外取締役の人材不足、新制度対応のコスト負担増になるとの批判は、社外取締役の採用を企業の自主的判断に委ねる現行制度を前提としているため、社外取締役の人材を供給する体制が社会システムのなかで未成熟であることが原因となっているのではないかと、そうだとすると、独立性の高められた社外取締役を義務付ける措置を法令上の規定に盛り込むことにより、社外取締役の人材市場における流動性も、おのずと活性化するのではないかとという意見もあった。ただし、A案を採用する場合には、十分な経過措置等を置くなど、実効的な監督体制への移行が円滑に実現されるための手当てはなされるべきである。

## 第2 監査役の監査機能

### 2 監査の実効性を確保するための仕組み

「中間試案」では「監査役」の監査機能に関する提案が行われているが、監査役のみならず、監査委員会や監査・監督委員会のいずれの監査体制を採用する場合であっても、「監査の実効性を確保するための仕組み」は依然として不十分であり、今回の会社法制見直しにおいては、すべての監査体制において、その充実が求められるべきものと考えらる。そのための一つの手当てとして、「中間試案」の「補足説明」によれば、「監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化」については、監査役を内部通報先として想定し、かつ内部通報者保護制度として報復禁止措置などの規制を充実させること等が指摘されている。しかしながら、監査の実効性を確保するためには、上記の監査役に対する内部通報制度の整備だけでは明らかに不十分であり、内部監査、監査役又は監査委員会又は監査・監督委員会及び会計監査人の連携を確保するより実効的な「監査を支える体制」の整備の充実が不可欠である。

そこで、会社法上、「業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定められる体制」の整備に関して、会社法施行規則 98 条、100 条、112 条に規定される決定事項に、以下の事項を追加することを提案する。なお、監査・監督設置会社においても同様の規定を置くことが適当である。

- ① 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ② 内部監査、監査役又は監査委員会又は監査・監督委員会及び会計監査人の連携を確保するための体制

なお、「内部監査」という文言は、例えば「企業内容等の開示に関する内閣府令 第 2 号様式（有価証券届出書） 記載上の注意（57）」等において使用されており、金融商品取引法では、既に内部監査は法令上の概念となっている。会社法においても、内部監査を正面から法令の中に取り込む時期が来ているというべきである。

上記①②の体制の具体的内容については、各企業の個別事情を考慮すべきであるが、とくに②については、内部監査が、法令違反等の兆候を発見した場合には、速やかに経営者と同時に監査機関（監査役（会）、監査委員会、監査・監督委員会）に報告するダブル・レポート体制の構築を図り、その後、経営者による改善が不十分であると当該監査機関が判断した場合には、監査報告において当該内容を開示する等の体制の整備が、内容として考えられる。こうした体制の整備は、実務上、多くの一般事業会社においては既に実施されているようであるため、制度対応のコスト負担は少ないものと考えられる。このような体制を採用しない場合には、その理由を事業報告において開示させることも工夫のひとつとして考えられよう。いずれにせよ、ダブル・レポート体制の整備を含め、内部監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備に関しては、当協会が定めている「内部監査基準」や「内部監査基準実践要綱」が大いに参考になると思われる。

さらに「中間試案」では、内部統制システムの運用状況の概要等を事業報告の内容（会社法施行規則 118 条等）に追加するとの提案がなされているが、内部統制システムは継続的な見直しを制度の本旨としている以上、内部統制の運用状況の概要等のなかに重要な改善点も盛り込むことが望ましい。こうした「監査を支える体制」の整備は、独立性の高い社外役員の義務付けと相まって、「業務の適正を確保する体制」の機能を高め、株式会社のガバナンスの向上に必ずや貢献するものとする。

なお、監査役会、監査委員会、監査・監督委員会の構成員の少なくとも一名は、財務・会計又は監査に関する専門的な知識・経験を有すべきこと、また、監査委員会及び監査・監督委員会においても常勤者を選定すべきことは、前述したとおりである。

## 第二部 親子会社に関する規律

## 第1 親会社株主の保護

### 1 多重代表訴訟

多重代表訴訟制度が認められる場合、親会社取締役は、その説明責任を果たすためにも、従来以上に子会社を含めた企業集団における内部統制システムのレベルを高めなければならない。親会社の取締役会が企業集団における内部統制システムの継続的改善を図っていくためには、企業集団全体を対象とする内部監査の恒久的な整備・運用が不可欠である。

また、多重代表訴訟が認められない場合であっても、親会社株主保護の観点から、内部統制システムのレベルの向上は必要であり、企業集団全体を対象とする内部監査の重要性は高まる。この点、「中間試案」のB案の注アにおいては、親会社の取締役会が子会社の取締役による職務執行の監督を行う旨の明文規定を設けるかが検討事項に挙げられており、その補足説明においては、親会社の子会社に対する監督義務の内容として、「例えば、親会社の取締役が、内部統制システム等を通じて子会社の取締役の不正行為や違法行為等を発見した場合に、これを是正するための必要な措置をとる義務が考えられる」という指摘がある。ここでの内部統制システムとは、当然ながら企業集団全体を対象としたものであり、こうした違法行為等の発見や必要な是正措置を講ずるにあたっては、とりわけ企業集団全体を対象とする内部監査の体制の整備は必須のものになると考えられる。

そこで、多重代表訴訟を認めるかどうかにかかわらず、会社法施行規則 98 条、100 条、112 条に「企業集団における内部監査の体制」の整備を追加することを提案する。なお、事業報告における情報開示の強化の観点から「企業集団における内部監査の体制」については、その内容のみならず運用状況（重要な改善点も盛り込むことが望ましい）についても開示することが適当である。

## 第2 子会社少数株主の保護

### 1 親会社等の責任

「中間試案」においては、子会社少数株主保護の観点から、親会社等の責任に関する明文規定を設けるかどうか問われているが、この点、明文規定を設けないB案に立ったとしても、現行法上、子会社ないし子会社少数株主の利益を犠牲にして親会社が自己の利益を図ったのであれば、親会社の責任が解釈論として発生する余地がある。親会社等の責任に関する明文規定が設けられた場合はもちろん、そうでない場合であっても、企業集団全体を対象とする内部監査としては、親会社が子会社ないし子会社少数株主を犠牲にする取引等を強制することで親会社の責任が問題になる事態が発生しないかという点も考慮した上で、親子会社間取引等の不正をチェックしていく必要があるといえる。前述した「企業集団における内部監査の体制」には、こうした点への配慮も含まれるべきと考える。

以上